

鳥取県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月29日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

### 鳥取県人事委員会規則第 6 号

鳥取県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

鳥取県人事委員会事務局組織規則（昭和40年鳥取県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(目的) 第 1 条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第12条第 8 項</u> の規定に基づき、鳥取県人事委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織を定めることを目的とする。	(目的) 第 1 条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第12条第 7 項</u> の規定に基づき、鳥取県人事委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織を定めることを目的とする。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。